

令和6年能登半島地震に伴う障害福祉サービス等の支給決定及び給付費請求事務にかかる国事務連絡に関する名古屋市取扱い（障害福祉サービス等関係分）

令和6年1月29日

今般、厚生労働省及び子ども家庭庁から発出された事務連絡「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について（令和6年1月4日事務連絡）」、「令和6年能登半島地震による被災者に係る障害福祉サービスに係る利用料等の取扱いについて（令和6年1月9日事務連絡）」及び「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について（令和6年1月16日事務連絡）」について、現段階での本市の取扱いをお示しします。

1. 対象となるサービス及び事業について

本取扱いの対象となるのは、以下のサービス及び事業に関する、支給決定及び給付費請求事務となります。

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 計画相談支援及び地域相談支援（本通知3項に限る）
- ・ 移動支援及び地域活動支援（本通知2項（1）及び3項に限る）
- ・ 通院時コミュニケーション支援及び入院時コミュニケーション支援（本通知3項に限る）

2. 「令和6年能登半島地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて（令和6年1月9日事務連絡）」関係

（1）利用料の減免について

本市が定める利用者負担額の減免要件に該当する方については、利用者負担額の減免を受けることができますので、支給決定元の区役所または支所へお問い合わせください。（罹災証明書が必要となります。）

なお、食費・居住費については、本事務連絡による減免の対象とはなりません。

<利用者負担額の減免要件>

震災、風水害、火災これらに類する災害により、支給決定障害者等又は主たる生計維持者の居住する住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合

<減免割合>

全壊、全焼又は流出	半壊又は半焼
0円	利用者負担額の2分の1に相当する額

<減免期間>

被害を受けた日の属する月の翌月から6か月間以内

(2) 利用料の支払いの猶予について

障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な方については、利用料の支払いを猶予することができる場合があります。対象者の要件等については名古屋市役所障害者支援課認定支払係までお問い合わせください。

(3) 利用料の支払いを猶予した場合の事業所等の報酬請求について

障害福祉サービス事業所等において、利用料の支払いを猶予し、利用料を含めて審査支払機関等へ請求するケースが発生した場合は、個別に名古屋市役所障害者支援課認定支払係まで事前にご連絡ください。(現時点では、国から詳細な事務処理について示されておりません。)

なお、食費・居住費については、本事務連絡による猶予の対象とはなりません。

3. 「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について(令和6年1月4日事務連絡)」及び「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について(令和6年1月16日事務連絡)」関係

(1) 支給決定を行う自治体について

被災により、他市町村に避難された方の支給決定を行う自治体の取扱いについては、居住地を避難先の市町村に移した場合は当該避難先市町村、避難先が一時的なものであり居住地は被災自治体にある場合は当該被災市町村となります。

(2) 支給決定等の簡素化について

本市において支給決定(更新含む)及び障害支援区分認定を行う被災者の方で、被災による書類の紛失等、通常の方法によることが困難な場合には、対象者の方等に対する聞き取りの結果等を勘案して支給決定等を行う方法がありますので、支給決定元の区役所または支所へご相談ください。

(3) 受給者証を紛失した場合のサービスの利用について

本市において支給決定等を受けている被災者の方が、受給者証を紛失し提示することができない場合は、事業者等において氏名、生年月日、居住地及び支給決定の内容を聞き取り、支給決定元の区役所または支所に確認を行うことでサービスを提供することができます。

(4) 支給決定等の有効期間の延長について

現在、対象となるサービス及び各事業の支給決定を受けており、特定被災区域内に居住地を有する方（現在区域外に避難している方を含む）について、支給決定の有効期間が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に満了する場合は、有効期間を令和6年6月30日まで延長することができます。

障害支援区分認定の有効期間についても、同様の取扱いとなります。

ただし、本市において居住地の確認ができない場合が想定されることから、延長を希望される場合は居住地の住所が確認できる書類を準備の上、支給決定元の区役所または支所へご連絡ください。（書類の写しの提出をお願いする場合があります。）

(問合せ先)

認定支払係 052 (972) 2639